

「外国送金取引」・「輸入信用状取引」に係る経済制裁措置について

「外国為替及び外国貿易法(外為法)」に基づき、金融機関には経済制裁措置(北朝鮮およびイラン等に関する規制)に対する確認義務が課せられております。当行では、外為法に基づく支払等規制を確実に実施するため、外国送金取引、輸入信用状取引において下記内容について確認をさせていただきます。

外国為替及び外国貿易法に基づく支払等規制(北朝鮮・イラン関連抜粋)

(1) 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」
・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの (2006年10月14日実施) ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの (2009年6月18日実施)
(2) 北朝鮮の「資金使途規制」
・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの (2009年7月7日実施)
(3) 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」
・人道目的かつ10万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止 (2016年2月26日実施)
(4) イランの「資金使途規制」
・「イランの核活動等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの (2016年1月22日実施)

《確認資料のご提出のお願い》

(1) 外国送金取引(仕向・被仕向)や輸入信用状取引において、送金人、受取人、銀行等が下記の中国東北3省および北朝鮮の隣接都市に関連するお取引の場合は、輸入許可証、原産地証明書、インボイス、船荷証券、契約書等の書類のご提出により、北朝鮮関連のお取引でないことを確認させていただきます。

対象地域 (3省)	遼寧省(Liaoning)、吉林省(Jilin)、黒竜江省(Heilongjiang)
対象都市 (14都市)	丹東市(Dandong) 鞍山市(Anshan) 本溪市(Benxi) 延吉市(Yanji) 琿春(Hunchun) 通化市(Tonghua) 図們市(Tumen) 龍井市(Longjing) 和龍市(Helong) 敦化市(Dunhua) 長白県(Changbai) 汪清県(Wangqing) 安図県(Antu) 牡丹江市(Mudanjiang)

(2) 輸出入および仲介貿易取引において、「商品名」が下記の対象品目に該当する場合は、輸入許可証、原産地証明書等の公的書類により、北朝鮮またはイラン関連のお取引でないことを確認させていただきます。

北朝鮮関連 対象品目 (16品目)	あさり、うに、さるとりいばらの葉、まつたけ、しじみ、ずわいがに、けがに、赤貝、えび、うにの調製品、なまこの調製品、ひらめ、かれい、たこ、はまぐり、あわび
イラン関連 対象品目 (1品目)	絨毯